

銚田市告示第 114 号

令和 4 年度銚田市 UIJ ターン創業祝い金給付要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 25 日

銚田市長 岸田 一夫

令和 4 年度銚田市 UIJ ターン創業祝い金給付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市の産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、市内へ転入し、市内で創業する創業者に対し、予算の範囲内において給付金を給付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成 17 年銚田市規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を行っていない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により市内において営利を目的として新たに事業を開始する場合、又は新たに法人を設立し、市内において営利を目的として事業を開始する場合。(農林水産業を除く)
- (2) 創業予定者 創業について具体的な計画を有する者をいう。
- (3) 創業の日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (4) 創業支援等事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第113条の認定を受けた銚田市創業支援等事業計画(平成29年5月12日経済産業大臣、総務大臣及び関東農政局長認定)における創業支援等事業者をいう。
- (5) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等(仮設又は臨時のものを除く)をいう。
- (6) UIJターン創業者 市外から市内へ転入し、市内において新規に創業する者をいう。

(給付対象者)

第 3 条 給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 年度内に市内において創業しようとする創業予定者又は市内において創業後 3 年以内の創業者(市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店は除く。)
- (2) 市外から市内へ転入し 3 年以内で、かつ、転入日から起算して過去 1 年間本市の住民

基本台帳に記載されていない者（個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者）

- (3) 銚田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を補助金の給付決定までに有する者（個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者）
- (4) 市内に事業を行うための事業所等を設けることができる者
- (5) 許認可若しくは届出を必要とする業種の創業等にあつては、許認可を受けている又は届出を行っている者
- (6) 補助金の給付から5年以内に市外へ転出する予定、及び廃業の予定のない者

2 前項に規定する者及び団体等で、次の各号に該当する者は対象とはしない。

- (1) 市税及び市民法人税を滞納している者
 - (2) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
 - (3) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
 - (4) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (5) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当ではないと認める者
- (給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法人・個人 50,000円
- (2) 給付金の給付は、1事業者1回とする。

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、銚田市UIJターン創業祝い金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し（個人事業主の場合のみ必要）
- (3) 開業届の写し(申請者が法人の場合にあつては、法人の履歴事項全部証明書の写し)
- (4) 銚田市商工会の発行する特定創業支援事業の修了証の写し
- (5) 許認可又は免許を伴う業種の場合は、許可証・免許証等のコピー
- (6) その他市長が必要と認める書類

(給付金の給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査するものとし、給付金の給付の可否を決定した時は、銚田市UIJターン創業祝い金給付（不給付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消す

ことができる。この場合において、既に給付した給付金があるときは、その全部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この告示又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(給付決定の取消通知)

第8条 市長は前条に規定する取消しを決定したときは、銚田市 UIJ ターン創業祝い金給付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金の給付は、前条の規定により給付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 給付事業者は、補助金の給付を受ける場合は、銚田市 UIJ ターン創業者応援給付金請求書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日(以下「失効日」という。)以前に第5条の規定による申請を行った者については、この告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。